

平成23年度匝瑳市図書館協議会 会議次第

平成24年3月23日(金)

午後3時～

八日市場図書館2階集会室

1 開会のことば

2 挨拶 教育長

3 議事 議長(委員長)

(1) 平成23年度事業報告について

(2) 平成24年度事業計画(案)について

(3) 図書館資料リサイクル基準(案)について

(4) その他

4 閉会のことば

平成23年度 図書館主催事業報告

平成24年2月29日現在

No.	事業名	実施日	事業内容
1	子ども読書の日記念 おはなしを楽しむ会	4月23日(土)	大型絵本の読み聞かせやパネルシアター等の実演 参加者 11名
2	図書館たんけん	8月9日(火)・10日(水)	小学3～6年生を対象に、職員による 図書館案内・図書館員体験 参加者 計14名
3	歴史ウォーク2011	9月28日(水)	銚子市の史跡探訪(飯沼観音・常世 田薬師外) 参加者 22名
4	親子で楽しむおはなし会	10月5日(水)	親子で楽しむふれあい遊び・読み語りを 実施 参加者 2・3歳児と保護者 4組
5	赤ちゃんと楽しむ わらべうたの会	10月19日(水)	6ヶ月～2歳未満児と保護者を対象に した親子で楽しむふれあい遊びの会 参加者 22名
6	書庫見学会	11月10日・23日(水)	閉架書庫の見学・案内と書庫内資料 の貸出しを行った。 参加者 13名
7	冬のおはなしを楽しむ 会	12月3日(土)	大型絵本の読み聞かせやパネルシア ター等の実演 参加者 34名
8	人形劇を楽しむ会	1月29日(日)	ボランティアグループ「おはなしや さん」による人形劇の上演等 参加者 200名
9	おはなし会	毎週土曜日 14:00～14:30	絵本の読み聞かせを図書館員とボラ ンティアで実施 44回開催 参加者 のべ 303名

平成24年度 匝瑳市立図書館運営計画（案）

1 基本方針

図書館では、生涯学習の拠点施設としての役割を担うべく、市民の身近な学習・交流の場と機会を提供し、多様化、高度化、専門化する学習ニーズに十分対応できるよう、一般図書や児童図書などの整備充実を図り、さまざまな情報を提供するとともに、児童生徒及び一般市民への読書の奨励・普及活動を積極的に推進し、市民の教養・文化の向上に努めます。

2 重点方針

- (1) 基本図書、利用者ニーズに合わせた資料及び地域・行政資料の収集充実を図ります。
- (2) 気軽に閲覧、貸出できる雑誌類の充実に入れ、幅広い利用者に対応します。
- (3) 館内の企画、展示を充実させ、利用の一層の拡大を図ります。
- (4) 調査研究のためのレファレンス（相談業務）に取り組めます。
- (5) 「おはなし会」等の行事の充実を図ると共に、読書相談やブックリストの作成など子どもの読書活動を推進します。
- (6) 小・中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等との連携・交流を深め、図書館利用の促進に努めます。
- (7) 読書会・読書グループの活動支援を行います。

3 本年度の事業

- (1) 主催事業
 - ① こども読書の日記念おはなしを楽しむ会
 - ② 図書館たんけん
 - ③ 歴史ウォーク
 - ④ 親子で楽しむおはなし会
 - ⑤ 赤ちゃんと楽しむわらべうたの会
 - ⑥ 冬のおはなしを楽しむ会
 - ⑦ 人形劇を楽しむ会
 - ⑧ おはなし会（毎週土曜日）
- (2) 幼児期から図書館と本に親しんでもらうため、健康管理課のブックスタート事業への協力・支援

平成24年度 図書館主催事業計画（案）

No.	事業名	実施日	事業内容
1	子ども読書の日記念 おはなしを楽しむ会	4月21日(土)	大型絵本の読み聞かせやパネルシアター等の実演
2	図書館たんけん	8月7日(火)・8日(水)	小学3～6年生を対象に、職員による 図書館案内・図書館員体験
3	歴史ウォーク2012	未定	未定
4	赤ちゃんを楽しむ わらべうたの会	10月	6ヶ月～2歳未満児と保護者を対象に した親子で楽しむふれあい遊びの会
5	親子で楽しむおはなし会	10月	2・3歳児と保護者を対象にした親子 で楽しむふれあい遊び・読み語りを 実施
6	書庫見学会	11月9日・23日(金)	閉架書庫の見学・案内と書庫内資料 の貸出しを行う。
7	冬のおはなしを楽しむ 会	未定	大型絵本の読み聞かせやパネルシア ター等の実演
8	人形劇を楽しむ会	1月27日(日)	ボランティアグループ「おはなしや さん」による人形劇
9	おはなし会	毎週土曜日 14:00～14:30	絵本の読み聞かせを図書館員とボラ ンティアで実施

匝瑳市立図書館資料リサイクル基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、匝瑳市立図書館で除籍手続きをした資料のうち再利用が可能な資料（以下「リサイクル資料」という。）の有効活用を図ることを目的として、実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 リサイクルの対象となる資料は、以下のものとする。

- （1） 「匝瑳市立図書館資料除籍基準」に基づき除籍されたもの
- （2） 寄贈図書（資料収集方針から外れたもの）
- （3） 雑誌等（新聞を除く）
- （4） 図書館長が不用と認めたもの

2 前項の規定により認めたリサイクル資料には、リサイクル資料であることを明示するものとする。

（対象者）

第3条 提供を受けることができるものは、次に掲げる個人、団体、施設及び機関とする。

- （1） 市内の公共施設及び医療機関
- （2） 図書館カードを提示した個人
- （3） その他図書館長が必要と認めたもの

（実施方法）

第4条 リサイクル資料の提供は、図書館長が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 リサイクル資料の提供を受けられる冊数は、第1項の規定によるリサイクル資料の提供時の状況に応じてその都度定めるものとする。

3 リサイクル資料の提供に係る費用は、無償とする。

（遵守事項）

第5条 リサイクル資料の提供を受けたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 古書店等に転売しないこと。
- （2） 有償で第三者に転貸しないこと。

（補則）

第6条 この基準に定めるもののほか、図書館における資料のリサイクルに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。